

沿岸広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年2月15日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市上鼻二丁目111番1地先から54番1地先まで	新	m 61.4~10.5	m 110.4
	旧	36.6~9.9	110.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成25年2月15日から同年3月15日まで